

「佐世保市特定教育・保育施設の利用基準」の一部改正について

1 はじめに

- この基準は、佐世保市の特定教育・保育施設の利用にあたり、円滑な運用及び公平な利用を行うために、必要な事項を定めているもの。(平成 27 年 12 月 1 日付)
- 上記策定後、関係要領の策定や利用調整の実施に際し、関係法令の改正、国の要請等が行われていることにより基準の見直しを検討するもの。

2 主な改正内容(案)

① 1号利用にかかる弾力運用の設定について

※年度途中(5月以降)は定員の125%の範囲内とし、年度後半(10月以降)は制限を撤廃

② 自営就労等にかかる点数の取り扱い

※内閣府等通知(平成29年12月28日付)により多様な働き方に応じた利用調整等を各自治体へ要請されていることから、改正するもの

③ 黒島における利用定員に係る弾力運用の上限撤廃

※需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合の弾力運用の上限を撤廃(年度途中から)

④ 地域型保育事業に係る施設からの連携施設優先利用の追加

※連携施設をもつ地域型保育事業に係る施設が開設したことによる、卒園後の優先事項の追加

⑤ 広域利用にかかる文言整理

※県の関係要領の策定に伴い、文言修正を行う。なお、従来の運用と変更なし。